

高山市事務用封筒広告掲載募集要項

1 概要

この事業は、市の資産を広告媒体として活用することにより自主財源を確保するとともに、民間企業等と協働しながら、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として行うもので、高山市役所より書類等を送付する事務用封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告主を募集するものです。

2 広告掲載に際しての前提条件

封筒に広告を掲載するには、「高山市広告掲載要綱」（以下「要綱」という。）及び「高山市事務用封筒広告取扱要領」（以下「要領」という。）の規定に適合することが前提条件となります。

応募に際しては、あらかじめ「要綱」、「要領」及びこの「募集要項」の内容をご確認ください。

3 募集する広告を掲載する封筒

(1) 角形 2 号封筒

(2) 長形 3 号封筒

4 広告の規格等（広告を掲載する封筒の種類、作成枚数等）

(1) 角形 2 号封筒

封筒の種類	角形 2 号封筒
封筒の送付対象	高山市民等
作成枚数	80,000 枚
広告の規格	大きさ：縦 3.5 cm×横 10.0 cm 印刷色：紺
広告の枠数	4 枠
広告の場所	封筒の裏面
広告の掲載期間	市が当該封筒を納品受領した日から当該作成枚数が使用されるまでの期間（おおむね 1 年間）

(2) 長形 3 号封筒

封筒の種類	長形 3 号封筒
封筒の送付対象	高山市民等
作成枚数	220,000 枚
広告の規格	大きさ：縦 3.5 cm×横 10.0 cm 印刷色：紺
広告の枠数	4 枠
広告の場所	封筒の裏面
広告の掲載期間	市が当該封筒を納品受領した日から当該作成枚数が使用されるまでの期間（おおむね 1 年間）

5 広告の最低基準料金

(1) 角形2号封筒

1 枠につき 50,000 円

(2) 長形3号封筒

1 枠につき 75,000 円

6 募集期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月20日（火）まで（直接書類を持参、メール又は申込フォームで提出する場合は最終日の午後5時まで、郵送による提出の場合は最終日の消印までを有効とします。）

7 広告掲載の申込要件

広告を掲載しようとする個人及び法人（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者。以下「申込者」という。）は、次の条件を満たす必要があります。

- (1) 個人にあつては、高山市内に住所を有すること。法人にあつては、本社（本部、事務局等含む。）又は営業所（支社、出張所等含む。）の所在地が高山市内にあること。
- (2) 要綱第5条第1項各号に規定する業種又は事業者該当しないこと。
- (3) 申込者に市税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

8 申込方法

(1) 提出書類及び提出部数

次の①～③を各1部提出してください。

- ① 要領に定める高山市事務用封筒広告掲載申込書（別記様式第1号）
- ② 申込者の事業概要のわかる書面（パンフレット等）
- ③ 掲載しようとする広告の原稿

※ 広告の掲載期間中に広告が無効となる可能性のあるものは掲載できません。

(2) 提出先

高山市 財務部 契約管財課（本庁4階）

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

電話番号 0577-35-3135（直通）

ファクシミリ 0577-35-3161

メール kanzai@city.takayama.lg.jp

申込フォーム QR

(3) 提出方法

持参、郵送、メール又は申込フォーム（<https://logoform.jp/f/20Yec>）



9 広告の審査及び資格者の決定

申込書等受理した提出書類を審査し、申込者が広告掲載枠を購入する入札に参加することができる資格者（以下「資格者」という。）であるかどうかを決定し、その結果をお知らせします。

1 0 広告掲載枠の決定等

- (1) 資格者は、広告掲載枠の購入者（以下「広告主」という。）を決定するための入札に参加していただきます。入札の詳細（開催日時、方法等）は、改めてお知らせします。なお、申込者数及び資格者数については公開しませんのでご了承下さい。
- (2) 入札の結果により広告主及び広告の掲載位置が決定されしだいお知らせします。
- (3) 広告掲載の位置は、入札金額の高い順により封筒裏面広告枠の上部から順番に掲載します（参考資料①から④の順、資格者数によってレイアウトが変更になる場合があります）。入札金額が同額の場合は、くじにより位置を決定します。

1 1 契約の締結等

広告主は、市と広告掲載枠の売買契約を締結します。

広告主は、売買契約締結後、市が指定する期日までに広告の完全原稿（版下は電子データ）を財務部契約管財課に提出し、市が発行する納入通知書にて広告の掲載料金を納付してください。

1 2 その他注意事項

- (1) 指定する期日までに掲載料金を納付されなかったときは、広告の掲載を取り消すこととします。
- (2) 掲載料金は、返還しません。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告が掲載できなかったときは、この限りではありません。
- (3) 掲載した広告に関する責任は、すべて広告主が負うものとします。

高山市PR枠	
(市PR枠)	
広 告	
①	②
③	④

◎上記の広告は、高山市広告掲載要綱に基づき令和 年 月 日現在で掲載されたものです。

(市 P R 枠)

①

②

③

④

◎上記の広告は、高山市広告掲載要綱に基づき
令和 年 月 日現在で掲載されたものです。